



### 第44回歯と口の健康に関する図画・ポスター展優秀作品展示

**日** 8月22日(木)~9月4日(水) 午前8時30分~午後10時(初日は正午から、最終日は正午まで)  
**場** 保健医療福祉総合プラザ



**問** 世田谷区歯科医師会 ☎5376-2111 FAX5376-3311、玉川歯科医師会 ☎3708-4618 FAX3708-4638、  
 世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102

障害が重複している③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある  
**手当/月額6万円** ※65歳以上の方の新規申請は原則できません。施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人(20歳未満の場合は保護者)の所得が基準額を超える方は受給(申請)ができません。

**備** 対象等詳しくは、お問い合わせください。認定された場合、①④は申請月分から、②③は申請の翌月分から支給します。手続きについては、いずれも「障害者のしおり」(障害施策推進課、総合支所保健福祉課、高齢センター、**区HPQ 187558**)にあり)をご覧ください。各手当受給中の方で、受給要件を満たさなくなった場合は必ず届け出てください。届出の遅れ等により誤って受給された場合は、返還していただきます。  
**問** 障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

### 自信を取り戻す仲間づくり ~失語症自主グループの活用法

**対** 区内在住で失語症がある方とそのご家族、支援者  
**日** 9月25日(水) 午後2時~4時  
**場** 保健医療福祉総合プラザ  
**備** 詳しくは、お問い合わせください。  
**申** 8月16日から、電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター専門相談課(☎6265-7546 FAX6265-7549)へ 先着30人

### 高齢者

#### 世田谷区民合唱団 第32回定期演奏会シニア鑑賞者募集

**曲目** / ①フォーレ「レクイエム」②コロナ禍での作品集③林光「日本抒情歌曲集2」抜粋  
**指揮** / ①③坂本秀明(音楽監督)②杉山範雄  
**対** 区内在住・在勤で60歳以上の方  
**日** 9月29日(日) 午後3時~5時  
**場** 世田谷区民会館  
**備** 詳しくは、世田谷区民合唱団のホームページ(後記二次元コード)をご覧ください。  
**申** 9月5日(必着)までに、往復ハガキ(記入例3面。年齢も明記)で文化・国際課(T156-0043 松原6-3-5)へ 抽選50組100人 ※記入内容に不備があった場合は応募無効。  
**問** せたがやコール



### 介護保険

#### せたがやシニアボランティア活動に参加してみませんか

介護保険施設等でボランティア活動を行った方にポイントを交付し、実績に応じて介護保険料負担軽減資金(年間上限1万2000円)を支給します。  
**●活動を始めるには研修の受講が必要です**  
**対** 区内在住の65歳以上(介護保険第1号被保険者)でこの研修を一度も受けたことのない方  
**日** ①9月27日(金)②11月19日(水)いずれも午後1時30分~4時(いずれも同内容)  
**場** ①玉川せせらぎホール②世田谷区福祉人材育成・研修センター  
**担当** =介護保険課  
**申** ①は9月5日、②は10月23日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面。①②の別も明記)で せたがやコールへ 先着①②各30人

### お知らせ

#### 生産緑地地区の都市計画変更案の公告・縦覧

以下の案に、意見書を提出することができます。  
**都市計画法第17条に基づく都市計画変更案/生産緑地地区**  
**縦覧・意見書提出期間** / 8月22日(木)~9月5日(木)  
**縦覧場所** / 総合支所街づくり課、都市計画課  
**意見書提出先** / 都市計画課  
**問** 都市計画課 ☎6432-7148 FAX6432-7982

#### 無料特別相談「多重債務110番」

借金の返済等について弁護士が相談に応じます。  
**日** 9月2日(月)、3日(火)いずれも午前10時~正午、午後2時~4時  
**場** 消費生活センター  
**備** 1人50分以内。  
**申** 電話で消費生活センター(☎3410-6521 FAX3411-6845)へ 先着各日4人

#### 休業します

- 総合運動場温水プール  
9月1日(終日)、9月23日(午前9時~午後1時) 大会開催のため
- 太子堂中学校温水プール  
9月30日~7年6月上旬(予定) 工事のため
- リサイクル千歳台  
9月30日~7年1月3日(予定) 改修工事のため  
※資源回収も休止します。休業期間中の資源回収はリサイクル千歳台以外の施設をご利用ください。
- 弦巻中学校校庭  
11月20日~10年春頃(予定) 改築事業に伴う工事のため  
区HPQ 208347

### 障害のある方

#### 障害者のためのマシンで体力づくり講座 ~マシンを使って気持ちよく汗をかこう

**対** 区内在住・在勤の18歳以上で、障害者手帳をお持ちの方(初めての方優先)  
**日** 9月28日、10月12・26日いずれも土曜午前10時30分~正午(全3回)  
**場** 保健センター(松原6-37-10)  
**費** 1回400円(指導料)  
**申** 8月21日までに、電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター(☎6265-7473 FAX6265-7429)へ 抽選12人

### 障害のある方への手当

#### ①心身障害者福祉手当

**対** 下表の障害程度に該当する方

障害程度	手当(月額)
・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1~3度 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方や20歳未満の方は1500円。
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	7500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当している方 ※心身障害者福祉手当の対象疾病は、 <b>区HPQ 31140</b> をご覧ください。か、障害施策推進課までお問い合わせください。	1万5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は支給できません。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当しており、かつ次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1~3級 ・愛の手帳1~4度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
精神障害者保健福祉手帳1級	5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は支給できません。

※65歳以上の方の新規申請は原則できません。施設に入所中の方は受給(申請)ができません。本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。

#### ②特別障害者手当

**対** 精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

**手当/月額2万8840円** ※施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院をしている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

#### ③障害児福祉手当

**対** 精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

**手当/月額1万5690円** ※施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受けている方は受給(申請)ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

#### ④重度心身障害者手当

**対** 重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに該当する方  
 ①重度の知的障害で著しい精神症状がある②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体